

農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際に  
おける取扱いについて

財関第 330 号  
平成 16 年 3 月 26 日  
改正 財関第 395 号  
平成 18 年 3 月 31 日  
改正 財関第 1596 号  
平成 30 年 11 月 30 日  
改正 財関第 625 号  
令和 2 年 6 月 25 日  
改正 財関第 1120 号  
令和 2 年 12 月 28 日

標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったので、これにより実施されたい。

別 紙

14 生産第 9526 号  
平成 15 年 3 月 5 日

財務省関税局長 殿

農林水産省生産局長

農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 141 号）が平成 15 年 3 月 10 日から施行されることに伴い、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）に規定する農薬について、新たに輸入に関する規制措置がとられることとなります。

つきましては、農薬の輸入通関の際における取扱いについては、平成 15 年 3 月 10 日から下記により実施されますよう御協力をお願いします。

記

1 輸入に関する規制の目的

国内において法第 3 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の登録を受けていない農薬が流通することを未然に防止し、農薬の輸入・流通・使用の各段階で厳格な規制を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与

することを目的とする。

## 2 農薬の定義

法における農薬は、次に掲げるものである。

- (1) 農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤
- (2) 農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する肥料を除く。）

### (3) 病害虫の防除のために利用される天敵

したがって、農薬と同様の有効成分を有する薬剤であっても、駐車場等に用いる除草剤など農作物等を害する病害虫の防除等に用いられないものは、法における農薬に該当しない。

## 3 農薬の輸入に関する規制

農薬を輸入する者（以下「輸入者」という。）は、次に掲げる場合を除き、農薬について、法第 3 条第 1 項の農林水産大臣の登録を受けなければ、これを輸入してはならない。

- (1) 法第 34 条第 1 項の規定により登録を受けた農薬で、同条第 6 項において準用する法第 16 条の規定による表示のあるものを輸入する場合
- (2) 法第 3 条第 1 項ただし書の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を輸入する場合  
(注) 特定農薬は、平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号において指定している。
- (3) 農薬取締法第 3 条第 1 項の登録を要しない場合を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「省令」という。）で定める次の場合
  - イ 試験研究の目的で農薬を輸入する場合
  - ロ 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 17 条第 1 項及び第 18 条第 2 項の規定による防除を行うために使用する農薬を輸入する場合

## 4 税関への確認依頼事項

輸入者が農薬の輸入に際し税関に対して提出又は提示することとされている書類等及び輸入通関の際におけるその取扱いは、次に掲げる農薬の区分に応じ、当該項目に定めるところによるものとする。

### (1) 法第 3 条第 1 項の規定による登録を受けた農薬

輸入者は、農薬の登録若しくは登録の変更の際に農林水産大臣が交付する登録票の原本若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの（以下「原本証明された登録票の写し」という。）若しくはその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定する他の法令の規定による許可、承認等を受けている旨の証明（以下「許可承認等証明」という。）とされたい。

なお、登録票の名義人が、当該登録票に係る農薬の輸入業務を他の者に代行させたときは、当該農薬の輸入申告者と当該登録票の名義人が異なることとなることから、この場合には、当該登録票の写し又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しとともに、当該登録票の名義人が作成する委任状（「農薬の輸出入について」（平成15年2月28日付け14生産第9525号農林水産省生産局長通知）（以下「通知」という。）別記様式第9号（別添1））又はその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって委任関係を確認することにより許可承認等証明とされたい。

(2) 法第34条第1項の規定による登録を受けた農薬

イ 農薬の容器に法第34条第6項において準用する法第16条の規定による表示があるので、通関の際においては、当該表示をもって許可承認等証明とされたい。

ロ 輸入者は、農薬の登録若しくは登録の変更の際に農林水産大臣が交付する登録票の原本若しくはその写し、又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、上記イの表示に代えて、当該書類の提出又は提示をもって許可承認等証明とすることができることとされたい。

なお、登録票の名義人が、当該登録票に係る農薬の輸入業務を他の者に代行させたときは、当該農薬の輸入申告者と当該登録票の名義人が異なることとなることから、この場合には、当該登録票の写し又は原本証明された登録票の写し若しくはその写しとともに、当該登録票の名義人が作成する委任状（通知別記様式第9号（別添1））又はその写しを提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の提出又は提示をもって委任関係を確認することにより許可承認等証明とされたい。

(3) 特定農薬

特定農薬については、輸入に際し書類等の提出又は提示による許可承認等証明は不要とされたい。

(4) 省令で定める場合に輸入する農薬

輸入者は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課において省令で定める場合に該当することを確認し、輸入確認済の印を押捺した農薬輸入願（通知別記様式第1号（別添2））又はその写しを税関に提出又は提示することとされているので、通関の際においては、当該書類の内容を確認されたい。

5 農薬と同様の有効成分を有する薬剤について

農薬と同様の有効成分を有する薬剤の輸入申告があった場合は、当該薬剤が法における農薬に該当するか否かについては、原則として輸入者の申出に基づいて判断し差し支えない。

6 その他

農薬の輸入通関の際、上記に基づく取扱いに疑義が生じた場合は、その都度農林水産省消費・安全局農産安全管理課に照会願いたい。



別記様式第1号

農 薬 輸 入 願

年 月 日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長 殿

輸入者住所 { 法人にあつては主たる事務  
所の所在地 }  
輸入者氏名 { 法人にあつては名称及び代  
表者の氏名 }  
担当者氏名

連 絡 先

輸 入 目 的		
輸 と 入 す し る よ 品 う 目	名 称	一般的名称
		輸入用名称
	有 効 成 分	
	規 格 ・ 数 量 ( t ・ k l )	
	そ の 他	
生 産 国		
製 造 所 の 名 称		
製 造 所 の 所 在 地		
添付資料		
1. 試験研究計画書		
2. その他 ( )		
備 考		
農 林 水 産 省 確 認 欄	特記事項	